

等級格付について

令和8・9年度神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付は、以下の方法によります。

1. **格付登録業種**：土木一般・建築一般・電気一般・管一般・造園一般・舗装
2. **地域要件**：地元又は準地元業者であること。地元又は準地元業者でない場合は格付を行わない。
 - ※地元業者：本店を市内に有する者
 - ※準地元業者：上記以外の者のうち、営業中の支店・営業所を市内に有する者
3. **格付計算方法**：上記登録業種ごとに、以下の方法により算出した総合点数(A)に応じ、格付を行う。
 - ただし、年平均完工高・建設業許可の内容が基準に満たない場合は、基準を満たす等級まで降格する。(別表1) また、客観点数(B) (経営事項審査の総合評定値) が無い場合は格付を行わない。
 - ・ 総合点数(A) = 客観点数(B) + 主観点数(C)
 - ・ 客観点数(B) = 経営事項審査(基準日^{<注1>}において有効なもの)の総合評定値
 - ※建築一般は「建築一式」の総合評定値
 - ・ 主観点数(C) = 最高実績点数(①) + 平均成績点数(②) + 地元点数(③) + 障害者雇用点数(④) + 環境認証取得点数(⑤) + IS09001取得点数(⑥) + 災害協定点数(⑦) + 次世代育成・男女共同参画支援点数(⑧) + 消防団協力事業所点数(⑨) + 協力雇用主点数(⑩) - 指名停止点数(⑪)
 - ・ 最高実績点数(①) = 契約監理課において入札し、基準日から遡って過去5年間に完成させた各希望業種ごとの工事の最高実績金額を点数化したもの(別表2)
ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
 - ・ 平均成績点数(②) = 契約監理課において入札し、基準日から遡って過去5年間に完成させた各希望業種ごとの工事の平均成績・件数を点数化したもの(別表3)
ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
 - ・ 地元点数(③) = 神戸市内に本店を有する者のみ下記の点数
経営事項審査の総合評定値×0.1点 (小数点以下切捨て)
 - ・ 障害者雇用点数(④) = 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定雇用率を達成した者(基準日現在)のみ、10点
 - ・ 環境認証取得点数(⑤) = 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関^{<注2>}による環境認証又はIS014001を神戸市内の事業所で取得している者(基準日時点で有効なもの)のみ、10点
 - ・ IS09001取得点数(⑥) = 基準日現在でIS09001認証を取得しており、適用範囲に工事の施工を含む者のみ、10点
 - ・ 災害協定点数(⑦) = 神戸市(水道・交通を含む、外郭団体は含まない)と災害協定を締結している又は、締結している団体等に加入している者(基準日現在)のみ、50点

- ・次世代育成・男女共同参画支援点数(⑧) = 下記ア、イ、ウの合計点数(上限は10点)
 - ア. 「女性活躍推進法」又は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画のいずれかを策定(基準日時点で有効なもの)し、都道府県労働局へ届け出ている者のみ、5点
(ただし、常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る。)
 - イ. 神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業(ミモザ企業)」の認定を取得している者(基準日時点で有効なもの)のみ、5点
(ただしフレッシュミモザ企業は除く。)
 - ウ. 国の「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし)又は「次世代育成対策推進法」に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん)を取得している者(基準日までに認定されたもの)のみ、10点
- ・消防団協力事業所点数(⑨) = 基準日時点で神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている者のみ、10点
- ・協力雇用主点数(⑩) = 基準日時点で法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ基準日以前の過去2年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で3か月以上雇用した実績がある者のみ、10点
- ・指名停止点数(⑪) = 基準日から遡って過去2年間に神戸市により開始された神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の月数の合計×10点

<注1> 基準日とは、令和8・9年度神戸市工事請負競争参加資格申請(追加申請)について別途定める日とします。

<注2> 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)審査登録制度は、こうべ環境フォーラムが運営しています。神戸環境マネジメントシステムと相互認証を行っている審査登録機関には、

- 特定非営利活動法人KES環境機構 KES(京都)
 - 青森環境機構 AES(青森)
 - いわて環境マネジメント・フォーラム IES(岩手)
 - 一般社団法人M-EMS認証機構(三重)
 - (株)環境ソフトウェア研究所 ESL(東京)
 - NPOエコサポート TGAL(鹿児島)
 - NPO法人ヨコハマみらい環境協議会 Y-KES(横浜)
 - みちのく環境管理規格認証機構 M-EMS(仙台)
 - エイチ・イー・エス推進機構 HES(北海道)
 - 広島KES推進機構 HKES(広島)
 - KES関東 KESK(東京)
 - あたほ環境機構株式会社 ATH(東京)
 - 東日本環境機構 EES(仙台)
 - アルプス環境フォーラム A-EMS(長野)
 - KES愛知環境機構(名古屋)
 - 鳥取県 TEAS(鳥取)
 - KES北陸環境機構 KES-H(石川)
 - 北東北環境機構 NOTES(秋田)
 - 一般社団法人脱炭素経営支援協会 AADM(東京)
- の19機関があります。(令和6年3月31日現在)

ISO14001及びISO9001の認証については、(公財)日本適合性認定協会(JAB)又は国際認定機関フ

オーラム（IAF）における国際相互承認協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいいます。

別表1 等級表・発注標準金額

	等級	総合点数	必要な年平均完工高	特定建設業の許可	発注標準金額
土木一般	A	1150点～	4億円	必要	概ね8千万～
	B	950点～1149点	2億円	必要	概ね4千万円～2億円
	C	840点～949点	8千万円	—	概ね1千万円～1億円
	D	～839点	—	—	概ね～5千万円
建築一般	A	1130点～	4億円	必要	概ね8千万～
	B	920点～1129点	2億円	必要	概ね4千万円～2億円
	C	840点～919点	1億円	—	概ね1千万円～1億円
	D	～839点	—	—	概ね～5千万円
電気一般	A	1050点～	1億5千万円	必要	概ね3千万円～
	B	840点～1049点	6千万円	—	概ね1千万円～1億円
	C	～839点	—	—	概ね～5千万円
管一般	A	1030点～	1億5千万円	必要	概ね3千万円～
	B	860点～1029点	6千万円	—	概ね1千万円～1億円
	C	～859点	—	—	概ね～5千万円
造園一般	A	850点～	7千万円	—	概ね1千万円～
	B	～849点	—	—	概ね～4千万円
舗装	A	880点～	6千万円	必要	概ね6千万円～
	B	780点～879点	1千5百万円	—	概ね4千万円～1億円
	C	580点～779点	5百万円	—	概ね1千万円～6千万円
	D	～579点	—	—	概ね～4千万円

注) この表は、令和8・9年度神戸市工事請負競争入札参加資格における等級表・発注標準金額です。
 なお、発注に際して上記の発注基準金額によることが適当でない場合は、これによらないことがあります。

別表 2 最高実績点数表

最高実績金額		最高実績点数
10億円以上		100
5億円以上	10億円未満	95
4億円以上	5億円未満	90
3億円以上	4億円未満	85
2億円以上	3億円未満	80
1億円以上	2億円未満	75
9000万円以上	1億円未満	70
8000万円以上	9000万円未満	65
7000万円以上	8000万円未満	60
6000万円以上	7000万円未満	55
5000万円以上	6000万円未満	50
4000万円以上	5000万円未満	45
3000万円以上	4000万円未満	40
2000万円以上	3000万円未満	30
1000万円以上	2000万円未満	20
500万円以上	1000万円未満	10
0円以上	500万円未満	5
0円		0

別表 3 平均成績点数表

入札・契約件数 平均成績	0件	1件	2件	3件以上
～49.9	0	-50	-60	-70
50.0～52.4	0	-40	-50	-60
52.5～54.9	0	-30	-40	-50
55.0～57.4	0	-20	-30	-40
57.5～59.9	0	-10	-20	-30
60.0～62.4	0	0	0	0
62.5～64.9	0	0	0	0
65.0～67.4	0	10	20	30
67.5～69.9	0	20	30	40
70.0～72.4	0	30	40	50
72.5～74.9	0	40	50	60
75.0～77.4	0	50	60	70
77.5～79.9	0	60	70	80
80.0～82.4	0	70	80	90
82.5～84.9	0	75	85	95
85.0～	0	80	90	100